

里親Q&A

Q 特別な資格がいますか？

A いません。
所定の研修を受けるなど一定の要件を満たしていれば特別な資格は必要ありません。
子どもに寄り添い、あたたかい愛情と正しい知識をもって接することができれば大丈夫です。

Q 里親とは養子縁組のことですか？

A 里親＝養子縁組ではありません。
里親は実親に代わって一時的に家庭で養育を行います。
養子縁組は法律上も親子関係が成立し、一生家族として暮らします。

Q 共働きでも里親になれますか？

A なれます。
子どもの養育に支障のない範囲であれば共働きでも里親になることができます。

Q 子育ての経験がなくても里親になれますか？

A なれます。
里親として子どもを迎え入れるために必要な知識は登録前の研修で身につけることができます。

Q 里親のサポートはありますか？

A あります。
児童相談所の職員や里親支援専門相談員が訪問やお電話でご相談をお受けします。里親サロンや研修などで里親同士の交流もあります。休息のために一時的に子どもを預かるレスパイトケアも利用になれます。

お問い合わせ先

里親のことをもっと知りたい方、
少しでも興味のある方のご連絡を
お待ちしております。



- ・ JR「戸畑駅」駅前
- ・ 西鉄バス「戸畑駅」バス停前
- ・ 車の方は1階の有料駐車場をご利用できます。(30分150円 最初の30分は無料)

北九州市子ども総合センター (北九州市児童相談所)

〒804-0067
北九州市戸畑区汐井町1番6号
ウエルとばた5F
TEL : 093-881-4556
FAX : 093-881-8130



HPはこちら

さとおや
里親に
なりませんか？

家庭を必要としている子どもがいます。
子どもとご自宅で暮らしてくださる方を
募集しています。



北九州市子ども総合センター
(北九州市児童相談所)

里親制度とは

子どもの成長には、家庭で暮らす時間や経験がとても大切です。

しかし、親の病気、離婚、虐待など様々な事情で、自分の家庭で暮らせない子どもたちがいます。

児童福祉法に基づき、このような子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解で支える制度が「里親制度」です。



里親の要件

- 子どもの養育について、理解と愛情があること
- 経済的に困っていないこと
- 決められた研修を受講すること
- 欠格事項に該当しないこと

そのほか、心身ともに健康であることも大切です。

里親の種類

養育里親

家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて、養育する里親です。

専門里親

虐待や非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。

養子縁組里親

養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親です。別途、家庭裁判所の審判手続きが必要です。

親族里親

両親等が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

短期間の養育里親もあります



最初から長期で養育するのは不安

短い期間なら協力できる



子どもが家庭で過ごせない事情の中には、母が出産で入院といった数日間の場合や、ケガで1か月間など比較的短期間のケースなどもあります。里親のスタイルもさまざまです。できる範囲ではじめてみませんか？

里親になるまでの流れ

1 相談

子ども総合センターに相談します。制度や要件等の説明を受け、ご理解いただきましたらご家族同意の上でお申し込みください。

2 研修

里親として必要な知識や技術を身に付けるための研修（講義・施設実習含めて5日間程度）を受講します。

3 調査

里親希望者が里親として適当であるかどうか、子ども総合センターの職員が家庭訪問等で調査します。

4 審査

北九州市社会福祉審議会の意見を聴取して、里親認定の可否の審査を行います。

5 登録

里親として認定されると、里親名簿に登録されます。

里親の家族状況や希望などを考慮し、子ども総合センターが養育をお願いします。